よこはま花と緑の推進リーダー会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー」の交流および緑化技術の向上を図り、 「花と緑あふれる横浜」を目指し、推進リーダーとしての活動を通じて、地域で支え あう絆を育むことを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 緑化に関する知識や技術の向上
 - (2) リーダー同士の連携
 - (3) 所属団体での活動の活性化
 - (4) 所属している区での活動の広がり
 - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な活動等

(組織)

第4条 本会は、「よこはま花と緑の推進リーダー」をもって組織する。

第2章 役員

(種別)

- 第5条 本会は、次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名

(選任)

- 第6条 役員の選任は、総会において行う。
 - 2 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 事務局長は、本会の運営事務を司る。
 - 4 会計は、本会の金銭出納を司る。

5 監事は、本会の会計および業務遂行状況を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、 前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

- 第9条 総会は、年1回会長がこれを招集し、必要事項を出席会員の過半数をもって議決する。
 - 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 役員会等は、会長が必要と認めた時に開催することができる。

(よこはま緑の推進団体連絡協議会との連携)

- 第10条 本会は、よこはま緑の推進団体連絡協議会の付属組織とする。
 - 2 会長および副会長は、よこはま緑の推進団体連絡協議会理事会に必要に応じて参加し、必要事項について承認を得なければならない。

第4章 会計

(経費)

第11条 本会に要する経費は、よこはま花と緑の推進団体連絡協議会からの助成金、その 他を持って充てるものとする。

(予算)

第12条 本会の収支予算は、年度開始前に会長が作成し、よこはま緑の推進団体連絡協議会総会の承認を得て定める。

(決算)

第13条 本会の収支決算は、監事の監査を得て、よこはま緑の推進団体連絡協議会総会の 承認を受けなければならない。

(事業年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

第15条 この規則の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会等の決議を経て 会長が別に定める。

付則

- この規約は、平成24年3月7日から施行する。
- この規約は、平成26年4月23日から施行する。
- この規約は、平成28年4月20日から施行する。
- この規約は、平成31年4月18日から施行する。